

指標連動有価証券等組入型 E T F の上場制度の見直しに関する
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	1 5
3. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	2 2

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(第5編における定義) 第1001条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(12)の2 (略) (13) 指標連動有価証券等組入型ETF <u>特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券、特定の指標に連動する投資成果を目的として締結された特定の者との契約に係る権利又はそれらを投資信託財産等に組み入れた投資信託等（投資信託及び外国投資信託並びに投資法人及び外国投資法人の総称をいう。以下同じ。）の受益証券等（受益証券、投資証券及び外国投資証券の総称をいい、これらを受託有価証券とする施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券及び法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含む。以下次章において同じ。）を投資信託財産等に組み入れたETFをいう。</u> (14)～(31) (略) <u>(32) 非清算店頭デリバティブ取引 金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の10に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。</u> (新規上場申請に係る提出書類等) 第1103条 (略) 2～5 (略) 6 <u>ETFの新規上場を申請しようとする者</u>（指標連動有価証券等組入型ETFの新規上場を申請した者に限る。）のうち新規上場申請銘柄に係る管理会社（新規上場申請銘柄が第1101条第1項第2号に掲げるETFである場合にあつては、外国投資法人及び管理会社）である者は、施行規則で定めるところにより、<u>次の(1)から(3)までに掲げる事項を記載した報告書を提出し、当該報告書を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u>	(第5編における定義) 第1001条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(12)の2 (略) (13) 指標連動有価証券等組入型ETF 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券又は締結された特定の者との契約に係る権利を投資信託財産等に組み入れたETFをいう。 (14)～(31) (略) (新設) (新規上場申請に係る提出書類等) 第1103条 (略) 2～5 (略) 6 <u>ETFの新規上場を申請した者</u>（指標連動有価証券等組入型ETFの新規上場を申請した者に限る。）のうち新規上場申請銘柄に係る管理会社（新規上場申請銘柄が第1101条第1項第2号に掲げるETFである場合にあつては、外国投資法人及び管理会社）である者は、<u>当取引所が新規上場申請に係るETFの上場を承認した場合には、施行規則で定めるところにより、カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等（運用の継続性の確保及び投資信託財産等の毀損の可能性の軽減のための組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方並びに当該組入有価証券及び当該組入債権に</u>

(1) <u>カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等（運用の継続性の確保及び投資信託財産等の毀損の可能性の軽減のための組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方並びに当該組入有価証券及び当該組入債権に係る保証者（保証者がある場合に限る。）の信用状況に関する管理体制その他の施行規則で定める体制をいう。以下同じ。）</u> (2) <u>組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制</u> (3) <u>金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の10、同項第21号の11その他関連する規定を踏まえた非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢（非清算店頭デリバティブ取引に係る権利を投資信託財産等に組み入れない場合を除く。）</u>	<u>係る保証者（保証者がある場合に限る。）の信用状況に関する管理体制その他の施行規則で定める体制をいう。以下同じ。）について記載した報告書を提出し、当該報告書を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。ただし、この項の規定又は第1107条第4項の規定により当該報告書を提出している場合にあっては、この限りでない。</u> (新設) (新設) (新設)
(指標連動型ETFの上場審査基準) 第1104条 内国指標連動型ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号d及びdの4の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。 (1) (略) (2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで（公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託を除く。以下この号、次条第2号、第1107条の3第1項、第1112条第1項第3号及び第1112条の2第3号において同じ。）の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(c)及びcの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(h)及びcの3を除く。）に適合していること。	(指標連動型ETFの上場審査基準) 第1104条 内国指標連動型ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号d及びdの4の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。 (1) (略) (2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで（公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託を除く。以下この号、次条第2号、第1107条の3第1項、第1112条第1項第3号及び第1112条の2第3号において同じ。）の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(c)及びcの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(h)及びcの3を除く。）に適合していること。

a～dの3 (略)	a～dの3 (略)
<u>dの4 新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型E T Fに該当する場合にあっては、次の(a)から(d)までに適合していること。なお、次の(b)から(d)までに掲げる事項について、新規上場申請銘柄が保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券又は組入債権に投資を行う場合にあっては、保有する投資信託等の管理会社において当該事項に適合していることを管理会社が確認していること。</u> <u>(a) 新規上場申請銘柄について上場後継続的に運用が行われる見込みがあること。</u> <u>(b) カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社において適切に整備されていること。</u> <u>(c) 組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制が管理会社において適切に整備されていること。</u> <u>(d) 金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の10、同項第21号の11その他関連する規定を踏まえ、非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢が管理会社において整備されていること。ただし、非清算店頭デリバティブ取引に係る権利を投資信託財産等に組み入れない場合を除く。</u>	<u>dの4 新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型E T Fに該当する場合にあっては、上場後継続的に運用が行われる見込みがあり、かつ、カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社において適切に整備されていること。</u>
<u>dの5 新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型E T Fに該当する場合にあっては、第1107条の3第1項第3号の2に規定するポートフォリオ情報が、同項の規定に従い投資者へ継続的に提供される見込みがあること。</u>	(新設)
<u>dの6 新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型E T Fに該当する場合にあって、組入有価証券に投資するとき(保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券に投資するときを含む。)は、組入有価証券への実質投資割合の合計が信託財産の純資産総額の20%以下であること。</u>	(新設)
e～g (略)	e～g (略)
(3) (略)	(3) (略)
2 外国E T Fの上場審査については、次の各号(投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に類する外国E T	2 外国E T Fの上場審査については、次の各号(投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に類する外国E T

Fにあつては、第7号を除く。)に掲げる基準によるものとする。

(1) 前項第2号cの2、d、dの2、dの4からdの6まで、e及びg並びに第3号

(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託に該当するものを除く。)の受益証券に類する外国ETFにあつては、前項第2号cの2を除き、外国投資証券に該当する外国ETFにあつては、同項第3号を除く。)に適合すること。この場合において、外国投資証券に該当する外国ETFにあつては、前項第2号d中「新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額」とあるのは「当該外国ETFに係る一口あたりの純資産額(当該外国ETFが投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあっては、投資信託財産等の金額を当該外国ETFの数量で除した金額をいう。)」と、同項第2号e中「特定期間(法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。)」及び「特定期間」とあるのは「営業期間」と、「信託契約期間の開始日」とあるのは「外国投資法人の設立日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2)～(7) (略)

(8) 新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型ETFに該当する場合にあっては、一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限と同等の投資制限が設けられていること。

3 外国ETF信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合の各号における当該各号の取扱いが施行規則で定める。

(1) 第1項第2号d、dの2、dの4からdの6まで、e及びg、同項第3号並びに前項第2号、第2号の2、第4号から第6号まで及び第8号(新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFが外国投資証券に該当する場合にあっては、第1項第3号を除く。)に適合すること。この場合において、第1項第2号d、dの2及びe並びに前項第2号、第2号の2及び第4号中「新規上場申請銘柄」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETF」と、前項第2号b中「外国ETF」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国

Fにあつては、第7号を除く。)に掲げる基準によるものとする。

(1) 前項第2号cの2、d、dの2、dの4、e及びg並びに第3号(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託に該当するものを除く。)の受益証券に類する外国ETFにあつては、前項第2号cの2を除き、外国投資証券に該当する外国ETFにあつては、同項第3号を除く。)に適合すること。この場合において、外国投資証券に該当する外国ETFにあつては、前項第2号d中「新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額」とあるのは「当該外国ETFに係る一口あたりの純資産額(当該外国ETFが投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあっては、投資信託財産等の金額を当該外国ETFの数量で除した金額をいう。)」と、同項第2号e中「特定期間(法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。)」及び「特定期間」とあるのは「営業期間」と、「信託契約期間の開始日」とあるのは「外国投資法人の設立日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2)～(7) (略)

(新設)

3 外国ETF信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合の各号における当該各号の取扱いが施行規則で定める。

(1) 第1項第2号d、dの2、dの4、e及びg、同項第3号並びに前項第2号、第2号の2及び第4号から第6号まで(新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFが外国投資証券に該当する場合にあっては、第1項第3号を除く。)に適合すること。この場合において、第1項第2号d、dの2及びe並びに前項第2号、第2号の2及び第4号中「新規上場申請銘柄」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETF」と、前項第2号b中「外国ETF」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETF」と、前項第

ETF」と、前項第5号中「新規上場申請銘柄の発行」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFの発行」と、前項第6号中「外国ETF」とあるのは「外国ETF信託受益証券」と、それぞれ読み替えるほか、新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFが外国投資証券に該当する場合にあっては、第1項第2号d中「新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額」とあるのは「当該外国ETFに係る一口あたりの純資産額（当該外国ETFが投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあつては、投資信託財産等の金額を当該外国ETFの数量で除した金額をいう。）」と、同項第2号e中「特定期間（法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）」及び「特定期間」とあるのは「営業期間」と、「信託契約期間の開始日」とあるのは「外国投資法人の設立日」と、前項第2号中「外国投資証券に該当する外国ETF」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFが外国投資証券に該当する場合」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(内国アクティブ運用型ETFの上場審査基準)

第1104条の2 内国アクティブ運用型ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号g並びに第4号及び第5号の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからjまでに適合していること。

a～d (略)

e 新規上場申請銘柄の投資信託財産等を、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行規則第19条第3項第1号に掲げるもの（次の(a)から(c)までに掲げるものを除く。）に対する投資として運用すること。

5号中「新規上場申請銘柄の発行」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFの発行」と、前項第6号中

「外国ETF」とあるのは「外国ETF信託受益証券」と、それぞれ読み替えるほか、新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFが外国投資証券に該当する場合にあっては、第1項第2号d中「新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額」とあるのは「当該外国ETFに係る一口あたりの純資産額（当該外国ETFが投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあつては、投資信託財産等の金額を当該外国ETFの数量で除した金額をいう。）」と、同項第2号e中「特定期間（法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）」及び「特定期間」とあるのは「営業期間」と、「信託契約期間の開始日」とあるのは「外国投資法人の設立日」と、前項第2号中「外国投資証券に該当する外国ETF」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFが外国投資証券に該当する場合」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(内国アクティブ運用型ETFの上場審査基準)

第1104条の2 内国アクティブ運用型ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号g並びに第4号及び第5号の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからjまでに適合していること。

a～d (略)

e 新規上場申請銘柄の投資信託財産等を、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行規則第19条第3項第1号に掲げるもの（次の(a)から(c)までに掲げるものを除く。）に対する投資として運用すること。

(a) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託等の受益証券等のうち、当該指標がレバレッジ型・インバース型指標であるもの

(b)・(c) (略)

f (略)

g 新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型ETFに該当する場合にあっては、次の(a)から(d)までに適合していること。なお、次の(b)から(d)までに掲げる事項について、新規上場申請銘柄が保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券又は組入債権に投資する場合にあっては、保有する投資信託等の管理会社において当該事項に適合していることを管理会社が確認していること。

(a) 上場後継続的に運用が行われる見込みがあること。

(b) カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等が適切に整備されていること。

(c) 組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制が適切に整備されていること。

(d) 金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の10、同項第21号の11その他関連する規定を踏まえ、非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢が管理会社において整備されていること。ただし、非清算店頭デリバティブ取引に係る権利を投資信託財産等に組み入れない場合を除く。

gの2 新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型ETFに該当する場合にあって、組入有価証券に投資するとき（保有す

(a) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託等（投資信託及び外国投資信託並びに投資法人及び外国投資法人の総称をいう。以下この章において同じ。）の受益証券等（受益証券、投資証券及び外国投資証券の総称をいい、これらを受託有価証券とする施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券及び法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含む。以下この章において同じ。）のうち、当該指標がレバレッジ型・インバース型指標であるもの

(b)・(c) (略)

f (略)

g 新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型ETFに該当する場合にあっては、上場後継続的に運用が行われる見込みがあり、かつ、カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社において適切に整備されていること。

(新設)

る投資信託等の受益証券等を通じて組入
有価証券に投資するときを含む。)は、組入
有価証券への実質投資割合の合計が信託財
産の純資産総額の20%以下であること。

h～j (略)

(3) 新規上場申請銘柄について、第1107
条の3第1項第3号の2に規定するポートフ
ォリオ情報が、同項の規定に従い投資者へ継
続的に提供される見込みがあること。

(4)～(6) (略)

(上場指標連動型ETFに関する情報の開示)

第1107条 (略)

2 前項の情報の適時開示については、次の各号
に定めるところによる。この場合における当該
各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場指標連動型ETF(外国投資証券
に該当する外国ETF及び当該外国ETFを
受託有価証券とする外国ETF信託受益証券
を除く。)に係る管理会社は、次のaから1
までのいずれかに該当する場合(a及びbに
掲げる事項にあっては、施行規則で定める基
準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が
軽微なものと当取引所が認めるものに該当す
るものを除く。)は、施行規則で定めるところ
により、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場指標連動型ETFに係る管理会社
が、次の(a)から(t)までに掲げる事
項(内国指標連動型ETFにあっては
(r)から(s)までを除き、外国ETF
及び外国ETF信託受益証券にあっては
(i)、(n)から(o)の2まで、
(q)及び(r)の2から(r)の4まで
を除き、内国商品現物型ETF(管理会社
が信託受託者であるものを除く。)にあって
は(q)及び(s)を除き、内国商品現
物型ETF(管理会社が信託受託者である
ものに限る。)にあっては(q)、(r)
の3及び(s)を除き、外国商品現物型E
TF及び外国商品現物型ETF信託受益証
券にあっては(i)、(n)から(o)の
2まで、(q)、(r)の3及び(r)の
4を除く。)のいずれかを行うことについ
ての決定をした場合(当該決定に係る事項
を行わないことを決定した場合を含む。)

(a)～(s) (略)

h～j (略)

(3) 新規上場申請銘柄について、第1107
条の4第1項第2号に規定するポートフォ
リオ情報が、同項の規定に従い投資者へ継続
的に提供される見込みがあること。

(4)～(6) (略)

(上場指標連動型ETFに関する情報の開示)

第1107条 (略)

2 前項の情報の適時開示については、次の各号
に定めるところによる。この場合における当該
各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場指標連動型ETF(外国投資証券
に該当する外国ETF及び当該外国ETFを
受託有価証券とする外国ETF信託受益証券
を除く。)に係る管理会社は、次のaからj
までのいずれかに該当する場合(a及びbに
掲げる事項にあっては、施行規則で定める基
準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が
軽微なものと当取引所が認めるものに該当す
るものを除く。)は、施行規則で定めるところ
により、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場指標連動型ETFに係る管理会社
が、次の(a)から(t)までに掲げる事
項(内国指標連動型ETFにあっては
(r)から(s)までを除き、外国ETF
及び外国ETF信託受益証券にあっては
(i)、(n)から(o)の2まで、
(q)及び(r)の2から(r)の4まで
を除き、内国商品現物型ETF(管理会社
が信託受託者であるものを除く。)にあって
は(q)及び(s)を除き、内国商品現
物型ETF(管理会社が信託受託者である
ものに限る。)にあっては(q)、(r)
の3及び(s)を除き、外国商品現物型E
TF及び外国商品現物型ETF信託受益証
券にあっては(i)、(n)から(o)の
2まで、(q)、(r)の3及び(r)の
4を除く。)のいずれかを行うことについ
ての決定をした場合(当該決定に係る事項
を行わないことを決定した場合を含む。)

(a)～(s) (略)

<u>(s) の 2 上場指標連動有価証券等組入型 E T F にあつては、第 1 1 0 7 条の 3 第 1 項第 3 号の 2 に規定するポートフォリオ情報（以下この条において同じ。）の提供方法の変更</u>	(新設)
<u>(s) の 3 上場指標連動有価証券等組入型 E T F にあつては、ポートフォリオ情報の投資者への提供の停止</u>	(新設)
(t) (a) から前 (s) の 3 までに掲げる事項のほか、上場指標連動型 E T F 又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	(t) (a) から前 (s) までに掲げる事項のほか、上場指標連動型 E T F 又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
b ～ j (略)	b ～ j (略)
<u>k 上場指標連動有価証券等組入型 E T F にあつては、ポートフォリオ情報が投資者へ継続して提供されないおそれが生じた場合</u>	(新設)
<u>1 上場指標連動有価証券等組入型 E T F にあつて、組入有価証券に投資するとき（保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券に投資するときを含む。）は、組入有価証券への実質投資割合の合計が信託財産の純資産総額の 2 0 % を超える日が 5 営業日連続した場合</u>	(新設)
(2) 上場指標連動型 E T F（外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券に限る。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次の a から k までのいずれかに該当する場合（a 及び c に掲げる事項にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。	(2) 上場指標連動型 E T F（外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券に限る。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次の a から i までのいずれかに該当する場合（a 及び c に掲げる事項にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
a 上場指標連動型 E T F に係る外国投資法人が次の (a) から (m) まで（上場指標連動型 E T F が投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあつては、(a) 及び (b) を除く。）に掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 （当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）	a 上場指標連動型 E T F に係る外国投資法人が次の (a) から (m) まで（上場指標連動型 E T F が投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあつては、(a) 及び (b) を除く。）に掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 （当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
(a) ～ (1) (略)	(a) ～ (1) (略)
<u>(1) の 2 上場指標連動有価証券等組入型 E T F にあつては、ポートフォリオ情報の提供方法の変更</u>	(新設)

<u>(1) の 3 上場指標連動有価証券等組入型 E T F にあつては、ポートフォリオ情報の投資者への提供の停止</u> (m) (a) から前 <u>(1) の 3</u> までに掲げる事項のほか、上場指標連動型 E T F 又は当該外国投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものの b ~ i (略) <u>j 上場指標連動有価証券等組入型 E T F にあつては、ポートフォリオ情報が投資者へ継続して提供されないおそれが生じた場合</u> <u>k 上場指標連動有価証券等組入型 E T F にあつて、組入有価証券に投資するとき（保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券に投資するときを含む。）には、組入有価証券への実質投資割合の合計が信託財産の純資産総額の 2 0 % を超える日が 5 営業日連続した場合</u> 3 ~ 6 (略) (上場内国アクティブ運用型 E T F に関する情報の開示) 第 1 1 0 7 条の 2 (略) 2 上場内国アクティブ運用型 E T F に係る管理会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第 1 号及び第 2 号に掲げる事項にあつては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) 上場内国アクティブ運用型 E T F に係る管理会社が、次の a から c までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） a (略) b 上場内国アクティブ運用型 E T F の <u>第 1 1 0 7 条の 3 第 1 項第 3 号の 2</u> に規定するポートフォリオ情報（以下この条において同じ。）の提供方法の変更 c (略) (2) ~ (5) (略)	(新設) (m) (a) から前 <u>(1)</u> までに掲げる事項のほか、上場指標連動型 E T F 又は当該外国投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの b ~ i (略) (新設) (新設) 3 ~ 6 (略) (上場内国アクティブ運用型 E T F に関する情報の開示) 第 1 1 0 7 条の 2 (略) 2 上場内国アクティブ運用型 E T F に係る管理会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第 1 号及び第 2 号に掲げる事項にあつては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) 上場内国アクティブ運用型 E T F に係る管理会社が、次の a から c までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） a (略) b 上場内国アクティブ運用型 E T F の <u>第 1 1 0 7 条の 4 第 1 項第 2 号</u> に規定するポートフォリオ情報（以下この条において同じ。）の提供方法の変更 c (略) (2) ~ (5) (略)
--	--

(6) 上場内国アクティブ運用型E T Fが上場指標連動有価証券等組入型E T Fである場合にあっては、前条第2項第1号eの2に掲げる事実が発生したとき又は同号1に掲げる場合に該当したとき

(7) ～ (10) (略)

3～8 (略)

(上場指標連動型E T Fに関する情報の提供)

第1107条の3 上場指標連動型E T Fに係る管理会社(外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券にあっては、外国投資法人及び管理会社)は、当該上場指標連動型E T Fに関する次の各号に掲げる情報(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国指標連動型E T F、投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国指標連動型E T F、外国E T F、外国E T F信託受益証券、内国商品現物型E T F、外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては、第1号を除く。)を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供するものとする。この場合における第2号から第3号の2までの取扱い~~は施行規則で定める。~~

(1) ～ (3) (略)

(3)の2 上場指標連動有価証券等組入型E T Fにあっては、日々売買立会開始前までに確定したポートフォリオ情報(E T Fの組入資産の明細として施行規則で定める事項が記載された情報をいう。以下同じ。)

(4) ～ (6) (略)

2・3 (略)

(上場内国アクティブ運用型E T Fに関する情報の提供)

第1107条の4 上場内国アクティブ運用型E T Fに係る管理会社は、当該上場内国アクティブ運用型E T Fに関する次の各号に掲げる情報を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供するものとする。この場合における第1号及び第2号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 日々売買立会開始前までに確定したポートフォリオ情報

(6) 上場内国アクティブ運用型E T Fが上場指標連動有価証券等組入型E T Fである場合にあっては、前条第2項第1号eの2に掲げる事実が発生したとき

(7) ～ (10) (略)

3～8 (略)

(上場指標連動型E T Fに関する情報の提供)

第1107条の3 上場指標連動型E T Fに係る管理会社(外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券にあっては、外国投資法人及び管理会社)は、当該上場指標連動型E T Fに関する次の各号に掲げる情報(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国指標連動型E T F、投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国指標連動型E T F、外国E T F、外国E T F信託受益証券、内国商品現物型E T F、外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては、第1号を除く。)を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供するものとする。この場合における第2号及び第3号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ～ (3) (略)

(新設)

(4) ～ (6) (略)

2・3 (略)

(上場内国アクティブ運用型E T Fに関する情報の提供)

第1107条の4 上場内国アクティブ運用型E T Fに係る管理会社は、当該上場内国アクティブ運用型E T Fに関する次の各号に掲げる情報を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供するものとする。この場合における第1号及び第2号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 日々売買立会開始前までに確定したポートフォリオ情報(E T Fの組入資産の明細

(3) ~ (5) (略) 2・3 (略) (上場 E T F に関する行動規範) 第 1 1 1 0 条の 2 (略) (削る) 2 前項に規定する者は、上場 E T F の円滑な流通及び公正な価格形成に資する情報の投資者への提供及び公正な価格形成が確保されるための環境整備に努めるものとする。 3 上場指標連動有価証券等組入型 E T F に係る <u>管理会社（外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券にあつては、外国投資法人及び管理会社）は、次の各号に掲げる事項について努めるものとする。</u> (1) <u>上場指標連動有価証券等組入型 E T F のカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等の適切な整備</u> (2) <u>組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制の整備</u> (3) <u>金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 2 3 条第 1 項第 2 1 号の 1 0、同項第 2 1 号の 1 1 その他関連する規定を踏まえた非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢の整備（非清算店頭デリバティブ取引に係る権利を投資信託財産等に組み入れない場合を除く。）</u> (上場指標連動型 E T F の上場廃止基準) 第 1 1 1 2 条 上場内国指標連動型 E T F 及び上場内国商品現物型 E T F は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱い は 施行規則で定める。 (1) ~ (2) の 3 (略) (3) 上場指標連動型 E T F が、次の a から k まで（公社債投資信託以外の証券投資信託	<u>として施行規則で定める事項が記載された情報をいう。以下この章において同じ。）</u> (3) ~ (5) (略) 2・3 (略) (上場 E T F に関する行動規範) 第 1 1 1 0 条の 2 (略) 2 <u>上場指標連動有価証券等組入型 E T F に係る管理会社（外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券にあつては、外国投資法人及び管理会社）は、当該 E T F のカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等の適切な整備に努めるものとする。</u> 3 第 1 項に規定する者は、上場 E T F の円滑な流通及び公正な価格形成に資する情報の投資者への提供及び公正な価格形成が確保されるための環境整備に努めるものとする。 (新設) (上場指標連動型 E T F の上場廃止基準) 第 1 1 1 2 条 上場内国指標連動型 E T F 及び上場内国商品現物型 E T F は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱い は 施行規則で定める。 (1) ~ (2) の 3 (略) (3) 上場指標連動型 E T F が、次の a から k まで（公社債投資信託以外の証券投資信託
--	---

の受益証券に該当する上場内国指標連動型ETFにあってはbの(c)、bの2からbの5まで及びiの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国指標連動型ETFにあってはbの(h)、bの2からbの5まで及びiの2を除き、上場内国商品現物型ETFにあってはa、b及びbの6を除く。)のいずれかに該当する場合

a～bの5 (略)

bの6 当該上場指標連動型ETFが指標連動有価証券等組入型ETFである場合にあっては、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する場合

(a) (略)

(b) カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等、組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制又は非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢(非清算店頭デリバティブ取引に係る権利を投資信託財産等に組み入れない場合を除く。)が管理会社又は投資信託財産等に組み入れている投資信託等の管理会社において整備されなくなった場合。ただし、当該投資信託等の受益証券等を速やかに別の資産への投資に切り替えるとき又は当該管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれる場合であつて、かつ、当該他の管理会社においてカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等、組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制並びに非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢(非清算店頭デリバティブ取引に係る権利を投資信託財産等に組み入れない場合を除く。)が整備されるときは、この限りでない。

(c) 組入有価証券への実質投資割合の合計が信託財産の純資産総額の20%を超えることとなった日から1か月以内に20%以下とならないとき。

(d) ポートフォリオ情報が継続して1か月間投資者に提供されていない場合。ただし、天災地変等、管理会社の責めに帰すべからざる事由により、当該ポートフォリオ情報の提供が困難であると当取

の受益証券に該当する上場内国指標連動型ETFにあってはbの(c)、bの2からbの5まで及びiの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国指標連動型ETFにあってはbの(h)、bの2からbの5まで及びiの2を除き、上場内国商品現物型ETFにあってはa、b及びbの6を除く。)のいずれかに該当する場合

a～bの5 (略)

bの6 当該上場指標連動型ETFが指標連動有価証券等組入型ETFである場合にあっては、次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) (略)

(b) カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制が管理会社において整備されなくなった場合。ただし、当該管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれる場合であつて、かつ、当該他の管理会社においてカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制が整備されるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

引所が認める場合を除く。

c～k (略)

2 上場外国ETF (外国投資証券に該当するものを除く。)、上場外国ETF信託受益証券 (外国投資証券に該当する外国ETFを受託有価証券とするものを除く。)、上場外国商品現物型ETF及び上場外国商品現物型ETF信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱い は施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

(3) 上場指標連動型ETFの銘柄が、次のaからfまでのいずれかに該当する場合

a～bの2 (略)

bの3 指標連動有価証券等組入型ETFである上場指標連動型ETFにあつては、一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限と同等の投資制限がなくなる場合

c～f (略)

3・4 (略)

(上場内国アクティブ運用型ETFの上場廃止基準)

第1112条の2 上場内国アクティブ運用型ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱い は施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

(3) 上場内国アクティブ運用型ETFが、次のaからhまでのいずれかに該当する場合
a～bの2 (略)

c 当該上場内国アクティブ運用型ETFが指標連動有価証券等組入型ETFである場合にあつては、前条第1項第3号bの6 (a)から(c)までに該当する場合 (この場合において、同号bの6中「上場指標連動型ETF」とあるのは「上場内国アクティブ運用型ETF」と読み替える。)

d～h (略)

c～k (略)

2 上場外国ETF (外国投資証券に該当するものを除く。)、上場外国ETF信託受益証券 (外国投資証券に該当する外国ETFを受託有価証券とするものを除く。)、上場外国商品現物型ETF及び上場外国商品現物型ETF信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱い は施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

(3) 上場指標連動型ETFの銘柄が、次のaからfまでのいずれかに該当する場合

a～bの2 (略)

(新設)

c～f (略)

3・4 (略)

(上場内国アクティブ運用型ETFの上場廃止基準)

第1112条の2 上場内国アクティブ運用型ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱い は施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

(3) 上場内国アクティブ運用型ETFが、次のaからhまでのいずれかに該当する場合
a～bの2 (略)

c 当該上場内国アクティブ運用型ETFが指標連動有価証券等組入型ETFである場合にあつては、前条第1項第3号bの6に該当する場合 (この場合において、同号bの6中「上場指標連動型ETF」とあるのは「上場内国アクティブ運用型ETF」と読み替える。)

d～h (略)

付 則

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 この改正規定は、令和８年１０月１６日から施行する。2 改正後の第１１０４条及び第１１０４条の２の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請が行われる銘柄から適用する。 | |
|--|--|

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(第5編における定義) 第1001条 この編において「ETF」、「外国ETF」、「外国ETF信託受益証券」、「外国商品現物型ETF」、「外国商品現物型ETF信託受益証券」、「外国商品市場」、「カウンター・パーティー」、「管理会社」、「組入債権」、「組入有価証券」、「指定参加者」、「指標連動型ETF」、「<u>指標連動有価証券等組入型ETF</u>」、「上場ETF」、「上場外国ETF」、「上場外国ETF信託受益証券」、「上場外国商品現物型ETF信託受益証券」、「上場指標連動型ETF」、「上場内国アクティブ運用型ETF」、「上場内国指標連動型ETF」、「上場内国商品現物型ETF」、「商品市場」、「<u>商品投資等取引</u>」、「信託受託者」、「適格機関投資家」、「投資信託財産等」、「内国アクティブ運用型ETF」、「内国ETF」、「内国指標連動型ETF」、「<u>内国商品現物型ETF</u>」及び「<u>非清算店頭デリバティブ取引</u>」とは、それぞれ規程第1001条に規定するETF、外国ETF、外国ETF信託受益証券、外国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF信託受益証券、外国商品市場、カウンター・パーティー、管理会社、組入債権、組入有価証券、指定参加者、指標連動型ETF、<u>指標連動有価証券等組入型ETF</u>、上場ETF、上場外国ETF、上場外国ETF信託受益証券、上場外国商品現物型ETF信託受益証券、上場指標連動型ETF、上場内国アクティブ運用型ETF、上場内国指標連動型ETF、上場内国商品現物型ETF、商品市場、<u>商品投資等取引</u>、信託受託者、適格機関投資家、投資信託財産等、内国アクティブ運用型ETF、内国ETF、内国指標連動型ETF、<u>内国商品現物型ETF</u>及び<u>非清算店頭デリバティブ取引</u>をいう。 2 第2条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 投資信託等 規程<u>第1001条第1項第13号</u>に規定する投資信託等をいう。	(第5編における定義) 第1001条 この編において「ETF」、「外国ETF」、「外国ETF信託受益証券」、「外国商品現物型ETF」、「外国商品現物型ETF信託受益証券」、「外国商品市場」、「カウンター・パーティー」、「管理会社」、「組入債権」、「組入有価証券」、「指定参加者」、「指標連動型ETF」、「上場ETF」、「上場外国ETF」、「上場外国ETF信託受益証券」、「上場外国商品現物型ETF信託受益証券」、「上場指標連動型ETF」、「上場内国アクティブ運用型ETF」、「上場内国指標連動型ETF」、「上場内国商品現物型ETF」、「商品市場」、「信託受託者」、「適格機関投資家」、「投資信託財産等」、「内国アクティブ運用型ETF」、「内国ETF」、「内国指標連動型ETF」及び「内国商品現物型ETF」とは、それぞれ規程第1001条に規定するETF、外国ETF、外国ETF信託受益証券、外国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF信託受益証券、外国商品市場、カウンター・パーティー、管理会社、組入債権、組入有価証券、指定参加者、指標連動型ETF、上場ETF、上場外国ETF、上場外国ETF信託受益証券、上場外国商品現物型ETF信託受益証券、上場指標連動型ETF、上場内国アクティブ運用型ETF、上場内国指標連動型ETF、上場内国商品現物型ETF、商品市場、信託受託者、適格機関投資家、投資信託財産等、内国アクティブ運用型ETF、内国ETF、内国指標連動型ETF及び<u>内国商品現物型ETF</u>をいう。 2 第2条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 投資信託等 規程<u>第1104条の2第2号eの(a)</u>に規定する投資信託等をいう。

(5) 受益証券等 規程第1001条第1項第13号に規定する受益証券等をいう。

(6) ポートフォリオ情報 規程第1107条の3第1項第3号の2に規定するポートフォリオ情報をいう。

3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1103条 規程第1103条第2項第1号に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(5) (略)

(6) 指標連動有価証券等組入型ETFにあつては、次のa及びbに掲げる書面

a ポートフォリオ情報の提供を継続的行う旨の確約書

b 組入有価証券への実質投資割合の合計が信託財産の純資産総額の20%を超えないものとして運用する旨の確約書

2 規程第1103条第2項第2号に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(4) (略)

(5) 指標連動有価証券等組入型ETFにあつては、組入有価証券への実質投資割合の合計が信託財産の純資産総額の20%を超えないものとして運用する旨の確約書

(6) (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第1104条 (略)

2 (略)

3 規程第1103条第6項第1号に規定する施行規則で定める体制とは、次の第1号及び第2号に掲げる体制をいい、同項に規定する報告書には、次の各号に掲げる体制の区分に従い、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(1) カウンター・パーティー等(組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方並びに当該組入有価証券及び当該組入債権に係る保証者(保証者がある場合に限る。))をいう。以下同じ。)の信用状況に関する管理体制

(5) 受益証券等 規程第1104条の2第2号eの(a)に規定する受益証券等をいう。

(6) ポートフォリオ情報 規程第1107条の4第1項第2号に規定するポートフォリオ情報をいう。

3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1103条 規程第1103条第2項第1号に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(5) (略)

(新設)

2 規程第1103条第2項第2号に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(4) (略)

(新設)

(5) (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第1104条 (略)

2 (略)

3 規程第1103条第6項に規定する施行規則で定める体制とは、次の各号に掲げる体制をいい、同項に規定する報告書には、当該各号に掲げる体制の区分に従い、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(1) カウンター・パーティー等(組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方並びに当該組入有価証券及び当該組入債権に係る保証者(保証者がある場合に限る。))をいう。以下同じ。)の信用状況に関する管理体制

<u>a 組入有価証券又は組入債権の権利の内容及びカウンター・パーティー等の概要</u> <u>b カウンター・パーティー等の選定基準及びその適合状況</u> <u>c (略)</u> <u>d (略)</u> (2) (略) <u>(3) 組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制</u> <u>組入有価証券及び組入債権について、別の発行者の発行する有価証券への投資又は別の相手方との契約に係る権利等の資産へと迅速に切り替える方法</u> <u>(4) 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢（非清算店頭デリバティブ取引に係る権利を投資信託財産等に組み入れない場合を除く。）</u> <u>金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の10、同項第21号の11その他関連する規定を踏まえ、非清算店頭デリバティブ取引の証拠金を適切に管理する方法</u> (上場指標連動型ETFに関する情報の提供の取扱い) 第1109条の3 (略) <u>2 規程第1107条の3第1項第3号の2に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項とする。</u> <u>(1) ETFに関する次のaからdまでに掲げる事項</u> <u>a 銘柄コード</u> <u>b 名称</u> <u>c 保有する現金の量</u> <u>d 受益権口数</u> <u>(2) ETFの組入資産に関する次のaからcまでに掲げる事項</u> <u>a 名称又は銘柄コードその他の有価証券、デリバティブ取引に係る権利若しくは商品投資等取引に係る権利又は通貨の内容を特定できる情報</u> <u>b 前aにより特定された各組入資産の数量又は金額</u> <u>c aにより特定された各組入資産の単価</u> <u>3 ETFの組入資産に投資信託等の受益証券等が含まれる場合、前項第2号に掲げる事項は、</u>	(新設) <u>a カウンター・パーティー等の選定基準</u> <u>b (略)</u> <u>c (略)</u> (2) (略) (新設) (新設) (上場指標連動型ETFに関する情報の提供の取扱い) 第1109条の3 (略) (新設) (新設)
--	---

当該投資信託等が投資する有価証券、デリバティブ取引に係る権利若しくは商品投資等取引に係る権利又は通貨ごとに記載するものとする。ただし、当該投資信託等が、次の各号に掲げるものである場合は当該投資信託等の受益証券等ごとに記載すれば足りるものとする。

(1) 投資者の資金を主として規程第120条第12号に掲げる不動産等又は同条第1号の3に掲げるインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とする投資信託等であって、その受益証券等が国内の金融商品取引所に上場しているもの

(2) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託等又はポートフォリオ情報を日々継続的に投資者に提供する投資信託等であって、その受益証券等が国内の金融商品取引所に上場しているもの

(3) 前2号に掲げるものに類する投資信託等であって、その受益証券等が外国金融商品取引所等に上場しているもの

(上場内国アクティブ運用型ETFに関する情報の提供の取扱い)

第1109条の4 (略)

(削る)

2 上場内国アクティブ運用型ETFの組入資産に投資信託等の受益証券等が含まれる場合、第1109条の3第2項第2号に掲げる事項は、当該投資信託等が投資する有価証券、デリバ

(上場内国アクティブ運用型ETFに関する情報の提供の取扱い)

第1109条の4 (略)

2 規程第1107条の4第1項第2号に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 上場内国アクティブ運用型ETFに関する次のaからdまでに掲げる事項

a 銘柄コード

b 名称

c 保有する現金の量

d 受益権口数

(2) 上場内国アクティブ運用型ETFの組入資産に関する次のaからcまでに掲げる事項

a 名称又は銘柄コードその他の有価証券、デリバティブ取引に係る権利若しくは商品投資等取引に係る権利又は通貨の内容を特定できる情報

b 前aにより特定された各組入資産の数量又は金額

c 前aにより特定された各組入資産の単価

3 上場内国アクティブ運用型ETFの組入資産に投資信託等の受益証券等が含まれる場合、前項第2号に掲げる事項は、当該投資信託等が投資する有価証券、デリバティブ取引に係る権利

イブ取引に係る権利若しくは商品投資等取引に係る権利又は通貨ごとに記載するものとする。ただし、当該投資信託等が、次の各号に掲げるものである場合は当該投資信託等の受益証券等ごとに記載すれば足りるものとする。

(1) ～ (3) (略)

(上場指標連動型 E T F の上場廃止基準の取扱い)

第 1 1 1 3 条 (略)

2 ～ 7 (略)

8 規程第 1 1 1 2 条第 1 項第 3 号 b の 6 の

(b) に規定する カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等、組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制又は非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢 (非清算店頭デリバティブ取引に係る権利を投資信託財産等に組み入れない場合を除く。) が管理会社において整備されなくなった場合とは、同第 1 1 0 3 条第 6 項に規定する報告書 (同第 1 1 0 7 条第 4 項に基づき変更された報告書を含む。) において、第 1 1 0 4 条第 3 項各号に規定する管理体制が記載されなくなった場合その他当該管理体制を確認できなくなった場合をいう。

9 ～ 1 7 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第 1 1 1 5 条 当取引所は、上場 E T F が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場 E T F を規程第 1 1 1 5 条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第 3 号の 5、第 8 号、第 9 号、第 9 号の 5 又は第 1 4 号のいずれかに該当する場合は監理銘柄 (審査中) に指定し、それ以外の場合は監理銘柄 (確認中) に指定する。

(1) ～ (3) の 4 (略)

(3) の 5 上場 E T F の銘柄が、規程第 1 1 0 3 条第 6 項に規定する報告書 (同第 1 1 0 7 条第 4 項に基づき変更された報告書を含む。) の記載内容に従った適切な運用が行われていないことにより、同第 1 1 1 2 条第 1 項第 3 号 b の 6 の (b) に該当するおそれがあると当取引所が認める場合 (同条第 2 項第 3 号 b の 2 及び同条第 3 項第 5 号 b の 2 並び

若しくは商品投資等取引に係る権利又は通貨ごとに記載するものとする。ただし、当該投資信託等が、次の各号に掲げるものである場合は当該投資信託等の受益証券等ごとに記載すれば足りるものとする。

(1) ～ (3) (略)

(上場指標連動型 E T F の上場廃止基準の取扱い)

第 1 1 1 3 条 (略)

2 ～ 7 (略)

8 規程第 1 1 1 2 条第 1 項第 3 号 b の 6 の

(b) に規定する カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制 が管理会社において整備されなくなった場合とは、同第 1 1 0 3 条第 6 項に規定する報告書において、第 1 1 0 4 条第 3 項第 1 号に規定する管理体制が記載されなくなった場合その他当該管理体制を確認できなくなった場合をいう。

9 ～ 1 7 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第 1 1 1 5 条 当取引所は、上場 E T F が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場 E T F を規程第 1 1 1 5 条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第 8 号、第 9 号、第 9 号の 5 又は第 1 4 号のいずれかに該当する場合は監理銘柄 (審査中) に指定し、それ以外の場合は監理銘柄 (確認中) に指定する。

(1) ～ (3) の 4 (略)

(3) の 5 上場 E T F の銘柄が規程第 1 1 1 2 条第 1 項第 3 号 b の 6 の (b) に該当するおそれがあると当取引所が認める場合 (同条第 2 項第 3 号 b の 2 及び同条第 3 項第 5 号 b の 2 並びに規程第 1 1 1 2 条の 2 第 3 号 c による場合を含む。)

に規程第1112条の2第3号cによる場合を含む。)	
(3) の6 <u>規程第1103条第6項に規定する報告書(同第1107条第4項に基づき変更された報告書を含む。)</u> の記載内容に基づき、上場ETFの銘柄が同第1112条第1項第3号bの6の(b)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(同条第2項第3号bの2及び同条第3項第5号bの2並びに規程第1112条の2第3号cによる場合を含む。)	(新設)
(3) の7 <u>上場ETFの銘柄が規程第1112条第1項第3号bの6の(c)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(同条第2項第3号bの2及び同条第3項第5号bの2による場合を含む。)</u>	(新設)
(3) の8 <u>上場ETFの銘柄が規程第1112条第1項第3号bの6の(d)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(同条第2項第3号bの2及び同条第3項第5号bの2による場合を含む。)</u>	(新設)
(4) ～ (10) (略)	(4) ～ (10) (略)
(10) の2 <u>上場ETFの銘柄が規程第1112条第2項第3号bの3に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</u>	(新設)
(11) ～ (17) (略)	(11) ～ (17) (略)
2 (略)	2 (略)
3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時から当取引所が当該上場ETFを上場廃止するかどうかを認定した日までとする。	3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時から当取引所が当該上場ETFを上場廃止するかどうかを認定した日までとする。
(1) ・ (2) (略)	(1) ・ (2) (略)
(3) 第1項第3号の5から第3号の8まで及び第8号から第17号までのいずれかに該当する場合 当取引所が必要と認めた日	(3) 第1項第3号の5及び第8号から第17号までのいずれかに該当する場合 当取引所が必要と認めた日
(4) ～ (6) (略)	(4) ～ (6) (略)
4 (略)	4 (略)
付 則	
1 この改正規定は、令和8年10月16日から施行する。	

2 改正後の第1103条及び第1104条の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請が行われる銘柄から適用する。	
--	--

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
XⅡ E T Fの新規上場申請に係る審査 (信用リスク) 10. 規程第1104条第1項第2号dの4及び規程第1104条の2第2号gに定める事項についての審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。 (1)・(2) (略) <u>(3) カウンター・パーティー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合等に、保有する組入有価証券及び組入債権を、管理会社の定める選定基準を満たす別の発行者の発行する有価証券への投資又は別の相手方との契約に係る権利等の資産に迅速に切り替えを行うことで、組入有価証券及び組入債権の連動対象の指標との乖離を最小化する体制等が管理会社において適切に整備されていると認められること。</u> <u>(4) 金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の10、同項第21号の11その他関連する規定を踏まえ、非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢（非清算店頭デリバティブ取引に係る権利を投資信託財産等に組み入れない場合を除く。）が管理会社において適切に整備されていると認められること。なお、変動証拠金の預託等又は返還を求めることを要しない額として当事者があらかじめ定める額については、純資産額や原資産の取引状況に応じ適切な額を定めていると認められること。ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第13項各号に該当する取引については、非清算店頭デリバティブ取引の当初証拠金の適切な管理に係る態勢の整備は要しないものとする。</u> 付 則 この改正規定は、令和8年10月16日から施行し、同日以後に新規上場申請が行われる銘柄から適用する。	XⅡ E T Fの新規上場申請に係る審査 (信用リスク) 10. 規程第1104条第1項第2号dの4及び規程第1104条の2第2号gに定める事項についての審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。 (1)・(2) (略) (新設) (新設)